

## 基本目標2

# 自然と調和した 安全・安心な環境都市

### 1 安全で快適な生活環境の確保

- ①土地利用
- ②水利用
- ③道路・交通体系

### 2 安心した暮らしの実現

- ①住宅
- ②上水道
- ③下水道・汚水処理
- ④墓地・火葬場

### 3 安全・安心のまちづくり

- ①防災・消防
- ②防犯
- ③交通安全

### 4 環境に配慮したまちづくり

- ①環境衛生
- ②公園緑地

# 1 安全で快適な生活環境の確保

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



## 1 土地利用

### 【現状と課題】

- 少子高齢化が進行する中での市街地の拡大は、公共サービスの効率性が低下するだけでなく、住みづらい環境となる可能性があります。計画的な市街地の形成を促し、あらゆる世代の住民にとって住みよいまちづくりを推進することが必要です。
- 耕作条件が悪い農地の借り手がおらず、貸し付け希望農地に面的な広がりがないため、担い手への農地の集積が進みにくい状況です。
- 工業用地について、高川原地区の約25haが都市計画の工業地域に指定されていますが、民有地であり、土地の使用状況や地権者の意識にもそれぞれ差があるため集約が難しく、企業誘致を進めにくい要因となっています。
- 自然環境を後世に引き継ぐため、環境パトロールの実施などを継続するとともに、環境美化の意識を醸成させることが必要です。

### 【取組の方向性】

- 優良農地の確保を図るとともに、農地の集積を推進し、農業生産力の向上や、農業経営の規模拡大・集団化及び新規参入の促進を図ります。

### 【主な取組】

施策の概要	担当課
<b>秩序ある土地利用の推進</b> (1)秩序ある土地利用の推進 ○石井町都市計画マスタープラン等に則した適正な土地利用への誘導を行い、都市機能が集約した利便性の高い都市拠点づくりを推進し、公共交通を軸とした生活スタイルへの誘導を図ります。	建設課
<b>市街地の整備</b> (1)市街地の整備 ○JR石井駅周辺の市街化区域を「市街地ゾーン」として位置付け、徳島東部地域の中に拠点を形成するために、都市機能の集積を進め、密集市街地や道路体系の再編整備、身近な公園等の環境整備を促進します。	建設課
<b>区域区分の見直し</b> (1)区域区分の見直し ○区域区分設定時から長期間が経ており、土地利用に変化が生じている箇所があるため、まちの活性化に向けて、様々な視点から区域区分の見直しを検討します。	建設課

農用地の確保	産業経済課 農業委員会
--------	----------------

(1) 農用地の確保	
○農用地区域の設定等、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度を適正に運用して、計画的な農業上の土地利用を推進するとともに、農地法に基づく農地の転用許可制度を適正に運用することによって、優良農地を確保・保全し無秩序な非農業的土地利用による開発を防止します。	
○地域の実情・自然環境への影響に配慮したうえで、農業生産基盤の整備、耕作放棄地の発生を抑制し、雑草等のクレームがあった農地所有者もしくは耕作者に対し、産業経済課、農業委員会連名による通知の送付、訪問による農地適正管理を依頼します。	
○農地を有効に利用していくため地域の実情・自然環境への影響に配慮したうえで認定農業者等の担い手の確保や農業生産法人への農地利用受託等を推進します。	
○農業経営基盤強化促進法(改正基盤法)に基づき、農地利用集積円滑化事業に取り組みます。	
○農地中間管理事業により、農用地の利用効率化等を促進し、農業の生産力の向上や、農業経営の規模拡大・集団化及び新規参入の促進を図ります。	

工業用地の確保	産業経済課
---------	-------

(1) 工業用地の確保	
○企業立地推進法による立地しやすい条件整備の検討を行い、地元雇用の場の創生に取り組みます。また、工業地域の適正配置について調査し、有効的整備について検討します。	
○市街化調整区域については、農地の保全を優先しつつ、都市計画法の開発行為規定に適合する製造業の工場や試験研究施設の誘致等、関係機関と綿密な調整のもと、現行制度の中で可能な範囲において積極的に検討していきます。	
○県等の関係機関と連携し、進出を希望する企業との交渉を随時行います。	

自然環境の保全と活用	建設課
------------	-----

(1) 自然環境の保全と活用	
○治山事業については砂防、急傾斜地対策、治水事業については吉野川、飯尾川、渡内川等の堤防保全、河川改修等を国・県に要望します。	
○不法投棄を防ぎ、環境意識の高揚を図ります。	

## ■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
農業経営基盤強化促進法により集積された農地面積	150.1ha	188.0ha	220.0ha
新規企業の誘致件数(累計)	0件	1件	2件



## 2 水利用

### 【現状と課題】

- 本町には自己水源がなく、徳島市水道事業の第十浄水場より受水しています。
- 各用途別に用水の確保を図るとともに、水資源は限りあるものととらえ、生活雑排水等の水質汚染対策の推進、環境保全に対する意識啓発の呼びかけを行う必要があります。
- 河川整備の際には、河川敷の有効利用とともに自然環境への配慮を県等に要望し、住民が河川との共生を意識できることが大切です。

### 【取組の方向性】

- 水源の確保と水の有効利用を図ります。
- 河川等の浄化を図るとともに、親水空間の環境の整備や創造に取り組みます。

### 【主な取組】

施策の概要	担当課
水源の確保	水道課
(1)水源の確保 ○徳島市との協調体制による分水量の維持と配水池の貯水量の確保を図ります。	
用水の確保と水質保全	水道課
(1)生活用水の確保 ○安全・安心な水道水を確保し、上水道の促進と普及率の維持・向上を図ります。	
農業用水の水質保全	建設課 産業経済課
(1)農業用水の水質保全 ○農業用水路整備により、用水の汚染を防止するとともに、生活排水対策を推進します。 ○地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。	
水辺環境の保全	建設課
(1)潤いある水辺環境の整備 ○河川改修の際には、自然環境に配慮した改修を県等に要望します。	
(2)河川美化運動の推進 ○河川美化意識の普及や不法投棄を防止し、各種団体と連携を図り、河川一斉清掃等、美しい河川環境の実現に取り組みます。	

### ■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
上水道普及率※計算式10	89.7%	89.8%	89.9%

※計算式10:給水人口/行政区域内人口



### 3 道路・交通体系

#### 【現状と課題】

- 生活に密着した道路について、歩行者等の安全面に重点を置いた道路の整備拡充、歩道の整備、道路の緑化等の推進、さらには障がい者の社会参加の促進や高齢社会への対応のため、すべての人々が安全で快適に生活できる、人にやさしい道づくりが求められています。
- 都市計画道路の早期完成と主要道路・街路等とのアクセスを向上させる生活道路網の整備を図り、利便性の高い安全な道路・交通体系づくりが必要です。
- 石井南島線の歩道設置の促進を今後も継続するため、国・県へ早期全線完成を要望していきます。
- 鉄道は町内には石井駅と下浦駅の2駅を擁しています。両駅とも駐輪場の整備が行われており駅利用者への利便性は向上しています。
- 人口減少や少子高齢化、モータリゼーション(自動車化)により利用者は減少の一途を辿っているため、JR 四国・バス事業者の経営は厳しい状況となっています。
- 行政、住民、民間企業等が一体となり、環境負荷の少ない各公共交通機関の利用を促進させていく必要があります。

#### 【取組の方向性】

- 住民が安心して安全に通行できる生活道路の整備を推進するとともに、既存道路施設の安全確保のための効率的な維持管理を推進します。
- 住民の通勤・通学手段として大きな役割を担っている鉄道・バスについて、関係機関等との連絡協調体制を推進し、乗り継ぎの円滑化や運行体制の拡充等を交通機関に対して要請するとともに、駅周辺の空間などの環境向上を進めます。
- 住民の身近な移動交通手段である鉄道やバス路線の利便性維持に向け、関係機関等へ支援を要請します。

#### 【主な取組】

施策の概要	担当課
広域幹線道路の整備	建設課
(1)国道・県道の整備 ○国道 192 号の渋滞解消に向けた整備を国に要望します。 ○県道については、改修箇所の整備を県に要望します。	
(2)地域幹線道路の整備 ○地域交通の円滑化、防災性の向上、歩行空間の確保等を図るため、年次計画に基づいて、町道の新設や拡幅等を行うとともに、歩道未設置部分の解消、部分的拡幅、隅切り等の改良、整備を行います。 ○社会資本整備総合交付金事業に指定された道路の早期完成に取り組みます。	

<p>(3)地域一般道路の整備</p> <p>○地域内交通や消防活動の円滑化を図るため、年次計画に基づいて、地域一般道路の計画的な拡幅等の改良、整備を行うとともに、4m未満の狭隘な道路については、地権者の協力を得ながら4m以上の拡幅、整備に取り組みます。</p> <p>○既存道路施設の安全確保のため、効率的な維持管理に取り組みます。</p> <p>○橋長2m以上の橋梁について、定期的な点検を実施し、長寿命化に取り組みます。</p>	
<p>(4)都市計画道路の整備</p> <p>○円滑な通行と安全を確保するため、都市計画道路の整備を促進します。</p> <p>○都市計画道路石井南島線については、歩行者及び自転車の安全確保のため、引き続き国・県に早期全線改良を要望します。</p>	
快適な道路環境の整備	建設課
<p>(1)道路緑化の推進</p> <p>○居住環境と調和のとれた道路交通環境の形成を目指し、道路の緑化を推進します。</p>	
<p>(2)歩行者・自転車道の整備</p> <p>○歩行者、自転車が安全・快適に通行できる空間を提供するため、自転車・歩行者道の整備を促進していきます。</p>	
地域交通の利便性の向上	総務課
<p>(1)公共交通の充実</p> <p>○住民の身近な移動交通手段であるバスについて、利用者のニーズに合わせた運行時刻の見直しや停留所の追加・整備等、利便性向上に向けた対策を関係機関に要請します。</p> <p>○JR徳島線の利用しやすいダイヤ編成等、利便性の向上について関係機関に継続的に要請します。</p>	
関連施設の整備	建設課
<p>(1)関連施設の整備</p> <p>○下浦駅へのアクセス道路の改良整備について継続して検討します。</p>	

## ■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
都市計画道路総延長距離	2.5km	3km	3.5km
町道改良済距離	138.2km	140km	142km
歩道延長距離	9.4km	10km	10.5km

## 2 安心した暮らしの実現

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



### 1 住宅

#### 【現状と課題】

- 町営住宅では、用途廃止対象住宅の居住者の人数が長寿命化工事対象住宅の戸数を上回っているため、民間アパート等の協力要請等を行っていく必要があります。
- 石井町内の空き家について、平成 28 年の実態調査から一定の期間が過ぎ、空き家の状態変化等にデータが追いついていないケースもあり、データの鮮度を維持していくことが今後の課題です。

#### 【取組の方向性】

- 南海トラフ巨大地震等に備え、町営住宅の耐震化・長寿命化改修工事が長寿命化計画どおりに進行するよう工事を行います。
- 空き家の発生や状況変化等の実態把握と、データベースの鮮度を維持するため、定期的な再調査を行うほか、自治会や自主防災組織などを通して地域住民から空き家に関する情報を収集する仕組みを検討します。
- 石井町空家等対策協議会による空き家対策の検討・協議を継続して取り組みます。
- 老朽化した危険な空き家について、除却することで周辺地域の住環境リスクを抑える効果があるため、計画的かつ積極的に補助事業に取り組み、危険な空き家を減らします。

#### 【主な取組】

施策の概要	担当課
既存町営住宅の再整備	福祉生活課
(1)町営住宅の計画的整備 ○老朽化した町営住宅について、統廃合(建替等)に向けた除却(用途廃止等)を適宜行います。 ○長寿命化工事を行った住宅及び長寿命化工事対象住宅の空き部屋を整備し、用途廃止対象住宅の居住者の引っ越しを促します。	
(2)町営住宅の質的向上 ○老朽化した町営住宅の耐震診断及び耐震化・長寿命化改修工事に取り組みます。	

居住環境の整備と住宅ストックの利活用	建設課
<p>(1)居住環境の整備 ○生活道路の拡張整備を進めるとともに、地域住民の理解・協力のもと、道路清掃、各家庭でのエコ活動の推進等、住みよい居住環境の整備を進めます。</p> <p>(2)住宅ストックの有効利用 ○既存住宅及び空き家のリフォーム等工事費の補助により移住・定住希望者の住まいの確保を図るとともに、住宅ストックの有効利用を推進することで、より安心して暮らせるまちを目指します。</p>	
空き家対策の調査・検討	総務課
<p>(1)空き家対策の調査・検討 ○空き家等の実態把握を行い、地域の防災、衛生上などの視点も含めた空き家対策について調査・検討を行います。 ○住民生活の安心と安全を確保するため、空き家の適正管理を推進し、管理不全の状態である空き家の是正を図ります。</p>	

■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
空き家バンク登録件数(累計)	5件	20件 (R3～R7の 累計)	20件 (R8～R12の 累計)



空き家の活用



## 2 上水道

### 【現状と課題】

- 老朽化した管の更新には、多額の建設改良費が見込まれます。また、人員不足や、技術関連の不足も課題となっています。国や県の動向を把握し、広域化も含めた大幅な事業、経営計画が必要です。
- 給水袋には使用期限があるため、期限切れの給水袋も見受けられます。限りある予算の中で、どの程度補充しながら常備しておくべきか検討をしつつ充実を図ります。

### 【取組の方向性】

- 質の高い安全・安心な水を安定的に供給し、経営の安定化を図ります。
- 老朽化した上水道施設の修繕や取り替えを進め、水質の適正な監視・送配水施設の維持管理体制の構築を推進します。

### 【主な取組】

施策の概要	担当課
<b>節水意識の啓発</b> (1) 節水意識の啓発 ○広報やキャンペーンを通じて節水意識の向上啓発に取り組みます。	水道課
<b>送配水施設の整備</b> (1) 配水管等の整備 ○老朽管の更新をはじめ、住民の水需要に対応した配水管の新設、改良、修繕等を計画的に推進します。 (2) その他の応急水施設の整備充実 ○配水管の整備・維持管理を図るとともに、非常用飲料水袋を常備し、配水管破損に伴う短時間の断水区域における応急給水体制の整備を図ります。	水道課
<b>水質管理体制の確立</b> (1) 水質管理体制の確立 ○常に安定した良質の水を確保していくため、水質管理の徹底を図るとともに、生活雑排水等については合併処理浄化槽の整備を促進します。	水道課
<b>水道経営の健全化</b> (1) 経費削減、合理化 ○定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図ります。 ○効率的な施設整備と経費の節減、組織体制の効率化・合理化を図り、水道経営の健全化を推進します。 (2) 水道事業の健全運営 ○企業債償還等を適正に行い、長期的視野の財政運営のもと、現在の水道料金で維持できるよう、さらなる経営の効率化や経費の削減等、一層の安定経営を目指します。	水道課

使用者サービスの向上と充実	水道課
<p>(1)使用者サービスの向上と充実</p> <p>○使用者からのニーズに応じて迅速かつ的確な対応を図るため、従事する職員等への研修の実施、電算機器並びに周辺機器の整備を図るとともに、より一層のサービスの向上を目指します。</p>	

## ■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
上水道普及率【再掲】※P88より	89.7%	89.8%	89.9%
基幹管路耐震化率※計算式11	15.0%	15.1%	15.2%
有収率※計算式12	87.5%	87.6%	87.7%

※計算式11:耐震適合性のある管の延長/基幹管路総延長

※計算式12:年間有収水量/年間配水量



### 3 下水道・汚水処理

#### 【現状と課題】

○本町では、一部の地域を除いて公共下水道がないため麻名用土地改良区の用水路等に生活排水を流しています。合併浄化槽で浄化された排水以外の水も流されているため、用水や流末となる河川等の水質への影響が心配されます。また、住民の汚水衛生処理に対する理解促進が必要です。

#### 【取組の方向性】

○安全で快適な生活環境や居住環境の向上、生活に潤いをもたらす河川の水質保全のために、長期的な観点から公共下水道整備を検討するとともに、合併処理浄化槽の設置を推進し、排水の適正処理を図ります。

#### 【主な取組】

施策の概要	担当課
公共下水道の整備検討	建設課
(1)公共下水道の整備検討 ○長期的な視点に基づき、住民の理解と協力を求めながら、公共下水道事業の整備について検討します。	
合併処理浄化槽整備の推進	環境保全課
(1)合併処理浄化槽整備の推進 ○個人が整備する合併処理浄化槽の設置を促進します。	
竜王団地地下下水道の長寿命化	建設課
(1)竜王団地地下下水道の長寿命化 ○徳島市と協力し、老朽化した下水処理施設の長寿命化を図ります。	

#### ■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
汚水処理人口普及率※計算式13	57.62%	75%	85%
合併処理浄化槽処理人口普及率※計算式14	55.65%	72.5%	82.4%
住宅用途合併処理浄化槽基数	3,172 基	4,664 基	5,378 基

※計算式13: 基準値=汚水処理人口/住民基本台帳人口、目標値=汚水処理人口/社人研準拠推計人口

※計算式14: 基準値=合併処理浄化槽処理人口/住民基本台帳人口、目標値=合併処理浄化槽処理人口/社人研準拠推計人口



## 4 墓地・火葬場

### 【現状と課題】

- 墓地の共用部分の道路及び手すりの改修、水栓柱の設置、木の伐採等を行いました。
- 火葬場の整備については、住民に対し候補地、財政等の具体的な情報を発信し、施設整備に向けた議論を交わしていく必要があります。また、専門家等の意見を取り入れながら、関係市町村等と火葬場事業の広域化や、PFI 導入による事業手法についてより一層検討を進め、具体化していく取組が必要です。

### 【取組の方向性】

- 住民からの要望に沿えるよう、墓地の環境整備及び維持管理を徹底します。
- 火葬場建設については、今後の火葬需要に対し、安定した対応ができるよう、早期に広域的対応を含めた施設整備を図ります。

### 【主な取組】

施策の概要	担当課
墓地の整備	福祉生活課
(1)墓地の整備 ○住民の協力のもと、墓地周辺の環境の整備、共用部分の環境整備及び管理維持に取り組めます。	
火葬場の整備	総務課
(1)火葬場の整備 ○広域的対応を含め、施設整備の検討を行います。 ○火葬場整備の取組のひとつとして、広域の枠組みとなり得る市町村と、情報と課題を共有するための検討を行います。 ○火葬場整備を検討するうえで財政面の問題は重要であるため、事業の運営手法に関し、BTO や BOT といった民間資本を活用した PFI 導入についても専門家の意見等を徴し、少しでも財政的に負担の少ない火葬場整備の手法を検討します。	

### 3 安全・安心のまちづくり

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



#### 1 防災・消防

##### 【現状と課題】

- 町主催の防災訓練やすべての人が主体的に参加できる訓練を実施し、参加する意義を感じることができるような訓練にすることが必要です。また、訓練内容、開催場所についても適宜検証し、参加者にとって有意義な訓練となるよう検討を進めるとともに、参加率の向上に取り組むことが必要です。
- 自主防災組織の組織率は上がっていますが、高齢者のみの世帯や外国人のみの世帯の増加、転入した世帯の加入が進まないなどの課題があります。
- 消防活動困難地区がおおむね解消されているため、特段の取組を行っていません。しかし、道路において大型の消防・救急車両が通行困難であると報告された場合は、道路管理者に拡幅の要望を行います。
- 水害時の水防団の出動要請のタイミングに関する明確なマニュアル等がないため、河川のタイムラインをもとに水防団の出動要請の時期を明確化することが必要です。
- 家具転倒防止対策の対象者の要件を撤廃し、すべての住民を対象に実施します。木造住宅の耐震改修は、申請者が増加していることから、申請枠を増やすことを検討します。

##### 【取組の方向性】

- 町広報誌等で住民に対し、災害における自助・共助を軸とした自主防災組織の重要性を啓発します。
- Jアラートや緊急速報メールなど、複数の情報伝達手段を用いて住民に災害情報を伝達していますが、よりわかりやすく住民に情報が伝達できるように文面や文言等を工夫するなど、情報の伝達方法・内容を改良します。



石井幼稚園防火パレード

【主な取組】

施策の概要	担当課
防火・防災意識の高揚	危機管理課
<p>(1)各種訓練の実施 ○石井町の主催する防災訓練を継続・発展するとともに、各自主防災組織における火災、水害、震災等に対する訓練実施を推進し、住民の災害対応能力向上を図ります。</p> <p>(2)広報活動の強化 ○ハザードマップやホームページ、町広報誌等の活用により、危険箇所や避難場所、啓発情報を周知します。 ○新たな浸水想定を啓発するため、ハザードマップを改定し、ホームページ、町広報誌等を活用して、危険箇所や避難場所、啓発情報を周知します。警戒レベルを導入し、防災行政無線放送にサイレンを使用するなど、わかりやすい災害情報や避難情報の伝達を推進します。</p>	
自主防災組織等の育成	危機管理課
<p>(1)自主防災組織等の育成 ○地域防災交流センターを拠点に、学習会・防災講座等を開催して自主防災組織の育成と交流を行います。 ○自主防災組織連絡協議会や防災士会等と連携し、未組織地域の組織化に取り組みます。 ○自主防災組織連絡協議会や防災士会等と連携し、引き続き各地区の自主防災組織に出前講座を実施し、防災意識の高揚と災害への備えについて啓発します。</p>	
消防	危機管理課
<p>(1)消防体制の充実 ○常備消防について、消防車両の耐用年数や庁舎の老朽狭隘化を考慮しながら更新・整備を進め、災害対応能力の維持・向上を目指します。 ○非常備消防について、消防団員の定員の確保を継続するとともに、消防車両や消防団詰所等の消防施設整備の充実、消防庁が定めている消防団の装備の基準に記載されている装備設備をはじめとした団員の安全確保のための装備充実を進めます。</p> <p>(2)消防活動困難地区の解消 ○道路において大型の消防車等救急車両が通行困難であると報告された場合は、道路管理者に拡幅の要望を行います。</p>	
治水	建設課
<p>(1)河川改修事業の推進 ○台風時における町内の河川氾濫防止のため、さらなる河川改修の実現を国や県等の関係機関に要望します。</p>	

災害に強いまちづくり	危機管理課
<p>(1)災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害情報を迅速かつ正確に伝える伝達手段の多様化を進めます。</li> <li>○各避難所での非常食、毛布、資機材、トイレ等の備蓄の充実を図ります。</li> <li>○木造住宅の耐震診断・改修等を推進します。</li> <li>○危険なブロック塀の撤去等を推進します。</li> <li>○家具転倒防止対策を推進します。</li> </ul>	
<p>(2)水害時の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水防団(消防団)による巡視体制の強化と、団員の安全装備の充実を図ります。</li> <li>○出水時に住民が使用できる土のうを確保します。</li> <li>○出水による通行不能箇所等の情報について、ホームページ、いいアプリ等で適宜広報します。</li> </ul>	

■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
防災訓練参加者延人数	1,762人	2,000人	2,500人
自主防災組織の組織率※計算式15	87.3%	90%	92%
災害時の非常食備蓄率(主食)※計算式16	50%	50%	50%
木造住宅の耐震診断数	25件	40件	50件
木造住宅の耐震改修数	12件	15件	18件



防災訓練

※計算式15:組織されている地域の世帯数/世帯数  
 ※計算式16:現物備蓄数(主食)/必要備蓄総数(主食)



## 2 防犯

### 【現状と課題】

- ネット犯罪等、新しい犯罪に対応するため、警察、名西地区防犯連合会、地域の安全を守る会との連携を強化する必要があります。

### 【取組の方向性】

- 警察やボランティア団体と連携し、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

### 【主な取組】

施策の概要	担当課
防犯体制の充実	危機管理課
(1)防犯活動の展開 ○警察や名西地区防犯連合会、ボランティア団体等との連携のもと、「振り込め詐欺等から高齢者を守る」「高度情報通信ネットワークを利用した犯罪被害の防止」「子ども、女性の安全確保」等の事業を推進します。 ○振り込め詐欺防止はがきを配布し、被害防止の啓発を行います。 ○防犯連合会等によるネット犯罪防止意識の啓発を行います。 ○地域の安全を守る会の会員数を確保することで、登下校時の見守り活動や、高齢者を対象とした防犯教室を実施し、防犯体制の充実を図ります。	

### ■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
地域の安全を守る会会員数	69人	69人	69人



### 3 交通安全

#### 【現状と課題】

○交通安全啓発を目的として、保育所、幼稚園、小中学校、老人クラブ等を対象に交通安全教室を開催しました。大人向けの交通安全教室の開催が少ないため、今後は大人向けの交通安全教室も併せて推進する必要があります。

#### 【取組の方向性】

○交通安全施設の整備を進めるほか、交通安全意識の高揚を図ります。

#### 【主な取組】

施策の概要	担当課
交通安全意識の高揚	危機管理課
(1)交通安全教育の徹底 ○交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携して、保育所、幼稚園、小中学校、老人クラブ、地域、職場等を対象とした名西地区交通安全教育推進協議会の交通指導員による交通安全教室や運転者講習会等を実施するとともに、交通安全指導者・交通安全団体の育成に取り組みます。	
(2)交通安全広報の充実 ○町広報誌、CATV等の日常的広報を通じ、交通安全の正しい知識の普及を図ります。 ○自転車の安全利用の推進、高齢者保護、飲酒・暴走運転の追放、チャイルドシート・シートベルトの着用推進等、交通マナーの向上を図るため、各関係団体と協力してキャンペーンを実施します。 ○春・秋の全国交通安全運動の広報や交通安全キャンペーンを行います。 ○交通死亡事故多発警報発令時、注意喚起用の広報を行います。	
道路環境の整備推進	建設課
(1)交通安全施設の整備 ○交通量の増大に対応して、必要性の高い箇所から歩道、信号機、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を計画的に行います。	
(2)交通規制と危険箇所点検の実施・強化 ○交通事情に即した体系的な交通規制について、関係機関と連携のもと、一層の充実を図ります。 ○交通の安全性を一層高めるため、危険箇所の把握・点検に取り組みます。	

#### ■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
交通事故発生件数	85件	80件	75件
交通安全教室等参加人数	2,039件	2,050件	2,070件

## 4 環境に配慮したまちづくり

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



### 1 環境衛生

#### 【現状と課題】

- 生活様式の変化等により、家庭や事業所から排出されるごみの量は増加し、質的にも多種多様化しており、その適正な処理は緊急かつ重要な課題となっています。
- ごみ焼却施設は老朽化が進んでいることから、町、事業者及び住民が一体となってごみの資源化・減量化に取り組むことにより、現有施設の延命化及びコストの縮減につなげなければなりません。
- し尿処理施設は、し尿と浄化槽汚泥の割合が建設時点から大幅に変化したことを踏まえ、適切な処理及び維持管理を図り、水質汚濁の防止を図っていく必要があります。
- 環境に対する住民の意識啓発をさらに行うことにより、未来にあるべき都市環境の形成に向けた取組を進めていきます。
- 環境負荷の少ない快適な生活環境づくりと、ごみ減量化を目的とした資源ごみ分別収集の徹底を推し進めていく必要があります。
- ごみ減量化4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図り、「できることから積極的にチャレンジ」する機運の醸成を図っていく必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場は平成28年度から再開しました。令和2年度において、埋め立て容量は全容量の約6割に達しています。それを念頭において、将来的な在り方を含め、効果的かつ効率的な計画と運用を考えることが重要な課題となっています。

#### 【取組の方向性】

- ごみの分別徹底及び減量化を推進します。
- ごみ処理施設の老朽化対策を推進します。
- 徳島市が主催する「一般廃棄物の広域処理に係る連絡会議」にて石井町の意向を要望します。

【主な取組】

施策の概要	担当課
環境衛生に関する意識啓発	環境保全課
<p>(1)環境衛生に関する意識啓発</p> <p>○住民・事業者に対し、ごみの排出抑制や分別収集への意識の向上を図るため、ホームページ等を活用した、広報・啓発活動を推進します。</p> <p>○ごみ収集カレンダー・ごみ分別事典を発行し、ホームページ及び町広報誌に分別情報を掲載します。</p>	
ごみ処理の適正化	環境保全課
<p>(1)収集体制の充実</p> <p>○ごみの減量化・再資源化に向け、分別の徹底を図るとともに、将来的な資源ごみ分類の品目増に対応できる体制づくりの強化と、リサイクルを促進します。</p>	
<p>(2)ごみ処理施設の管理の徹底</p> <p>○ごみ処理施設を適正に管理するとともに、処理施設の老朽化対策として、維持補修を継続します。</p>	
<p>(3)ごみ処理広域化の検討</p> <p>○長期的処理体制、広域的視点に立った行政運営のため、周辺市町村と機能を分担し、連携します。</p> <p>○徳島市が整備する一般廃棄物中間処理施設の早期稼働のために協議を進めます。</p>	
し尿の適切な処理	環境保全課
<p>(1)し尿の適切な処理</p> <p>○クリーンセンターをより長く使用できるよう、日常的な整備点検を行い、収集許可業者への指導を徹底し、収集体制の整備を図ります。</p> <p>○定期的に啓発記事を町広報誌に掲載するとともに、CATV で広報番組を放送し、公益社団法人徳島県環境技術センターの活動に協力します。</p>	
環境美化の推進	環境保全課
<p>(1)環境美化の推進</p> <p>○住民が主体となる一斉清掃を推進し、清潔で美しいまちづくりに対する住民意識の向上に取り組めます。</p>	

■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
1人1日あたりのごみ排出量	958g/人日	833g/人日	750g/人日
資源ごみのリサイクル率※計算式17	25.4%	27.9%	30.7%

※計算式17:再資源化されるごみの年間総量/一般廃棄物の年間総量 【一般廃棄物処理事業実態調査】より



## 2 公園緑地

### 【現状と課題】

- 緑の募金への協力を教育機関(幼・小・中)(12カ所)、保育所(園)(6カ所)、認定こども園(1カ所)、役場、名西消防組合、JA 名西郡、商工会、銀行(4支店)に呼びかけており、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校において緑化事業に取り組んでいます。
- 森林環境譲与税制度を有効に活用し、森林の保全を推進することが求められています。
- 緑化推進や快適な環境づくりに向け、公園整備やその維持管理に取り組んでいく必要があります。

### 【取組の方向性】

- 公園や緑地の整備と維持管理を行い、安らぎと潤いにあふれたまちづくりを推進します。

### 【主な取組】

施策の概要	担当課
公園の整備	建設課
(1)身近な公園・憩いの場の整備 ○住民の日常的な憩いの場・オープンスペースとして、近隣公園、ポケットパーク等の身近な憩いの場の整備を図ります。	
(2)前山公園及び飯尾川公園の活用 ○利用者のニーズに応じた、さらに快適で安心して利用できる憩いの空間として機能の充実を図ります。	
緑地化の推進	建設課
(1)道路周辺の緑化 ○緑地帯、植栽、街路樹事業等を通じて、道路の緑化を推進します。	
自然緑地の保全・活用	産業経済課
(1)自然緑地の保全・活用 ○緑の募金の助成事業活用など様々な機会を通して、自然と調和した安心・安全なまちづくりを推進するため、自然緑地の大切さと保護することの意義を地域住民に対して啓発するとともに、緑の募金の助成事業を活用する団体が継続して活動が続けることができるよう支援します。 ○森林環境譲与税制度を活用し、森林保全を推進します。	

### ■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
緑の募金の助成事業活用団体数	19 施設	19 施設	19 施設